

平成 21 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 IMV株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 二郎
(JASDAQ・コード7760)
問合せ先
役職・氏名 経営企画部長 桂井 徹
電話 06-6478-2565

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 17 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 12 月 22 日開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の今後の展開、業績の向上に資するために、目的として追加するものです。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (3) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。（変更案附則第 1 条から第 2 条）

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取 締 役 会 決 議 平成 21 年 11 月 17 日
株 主 総 会 開 催 日 平成 21 年 12 月 22 日

以 上

(別紙)

(下線_は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>6. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p><u>6. 不動産の売買、賃貸、およびその仲介並びに管理</u></p> <p><u>7. 中古物品の買取、修理およびその販売</u></p> <p><u>8. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|-------|---|
| (新 設) | <u>附 則</u> |
| (新 設) | <u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 |
| (新 設) | <u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。 |